

菅政権の下で、デジタル・ガバメント構築に向けての検討が急ピッチで進められている。その核をなすのが、デジタル庁の創設と、マイナンバー制度の抜本的な改革だ。筆者は、菅首相が出席する「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」(以下、「マイナンバーWG」という)のメンバーとして議論に加わったが、2020年12月11日に報告案とともに、マイナンバー制度改革を今後どのように進めていくのかについての新たな工程表が公表された。

筆者がとりわけ重要だと考えるのは、マイナポータルの活用拡大と預貯金口座へのマイナンバーの付番だ。とりわけ口座付番の問題は、マイナンバー(正式名称は社会保障・税番号)の導入目的である、公平な課税と効果的・効率的な社会保障給付、さらには負担能力に応じた社会保障制度の構築を実施していく上で基礎となるものであり、ぜひ実現していくことが望ましい。

コロナ特別定額給付金の受取遅延の主要原因の1つは、給付金の受取口座との連携に時間がかかったことであった。そこで議員立法として、さまざまな社会保障給付の迅速な受取りのために、公金受取口座の国への登録制度の創設を内容とする法案が国会に上程されたが、臨時国会での成立は見送られた。

一方で、マイナンバーWGでは、受取口座だけではなく、より広範な預貯金付番が必要ではないかという問題意識で議論が進められた。その結果、公金受取口座だけでなく、預貯金者の同意を前提に、預金保険機構を活用して、広く既存の口座への付番を進めていこうということになった。つまり、公金受取口座のマイナポータル登録と預貯金口座全般への付番を「セットで一体的に」進めていこうということである。

本来は、多くの諸外国のように、国民に口座付番を義務づける(預貯金者に告知義務を課す)ことが望ましいのだが、わが国では政治やマスコミ、国民世論の反発も予想され、まずは国民の「同意」を前提にする形をとる。

国民が付番について「同意」を求められるのは原則金融機関の窓口となるので、金融機関は、預貯金者に対して、口座付番のメリットや必要性の説明、さらには付番への懸念に対しての説明など、詳細な内容を政府と密接に打ち合わせて詰める必要がある。

重要なことは、口座付番により国家が国民の口座を管理したり資産がガラス張りになるという懸念や誤解に対する適切な説明だ。具体的には、口座に付番したからといって国が国民の口座を勝手に見れるわけではないこと、つまり、法律に基づき必要な範囲で預金の照会を行うことができるという現状は何ら変わるわけではないことの説明がきちんとできることが肝要だ。

口座付番は金融機関にと

っても多くのメリットがある。現在紙で行われている口座照会を効率的にしたり、金融機関において基本4情報の更新が可能になるので住所変更などのコスト軽減につながる。彼らも付番には反対ではない。

今回の措置は、口座付番に向けての第一歩である。基本的にすべての口座に付番することが本来の姿なので、今後とも付番の状況を見ながら対応や検討をしていく必要がある。付番が進まなければ、米国などで行われているような源泉徴収税率を高くするという措置(裏打ち源泉徴収制度)なども将来的に考えていく必要があるのではないか。

預貯金口座への付番問題は、今年の通常国会に政府提出法案として上程される予定だが、順調に国会審議が進むことを期待したい。

森信茂樹
東京財団政策研究所研究主幹

税制之理

連載

第
166
回

預貯金口座付番と金融機関の対応